

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月26日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第8号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第10号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合手数料条例（平成12年北上地区消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の金額		手数料を徴収する事項	手数料の金額	
1～2の3 [略]			1～2の3 [略]		
2の4 消防法第11条第1項前段の規定により、準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可申請に対する審査	58万円		2の4 消防法第11条第1項前段の規定により、準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可申請に対する審査	53万円	
2の5 消防法第11条第1項前段の規定により、特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項の2の6において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	90万円	2の5 消防法第11条第1項前段の規定により、特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項の2の6において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	82万円
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	109万円		イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	99万円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	121万円		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	110万円
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	154万円		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	140万円
	オ 危険物の貯蔵最大数量が	180万円		オ 危険物の貯蔵最大数量が	164万円

許可申請に対する審査	10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>4 2 3万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>5 5 9万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>6 9 1万円</u>
2の6 消防法第11条第1項前段の規定により、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>1 2 3万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>1 4 6万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1 6 3万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>2 0 1万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2 3 3万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>4 7 6万円</u>

許可申請に対する審査	10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>3 8 5万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>5 0 9万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>6 2 9万円</u>
2の6 消防法第11条第1項前段の規定により、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>1 1 2万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>1 3 3万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1 4 8万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1 8 3万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2 1 2万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>4 3 3万円</u>

	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>612万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>744万円</u>
2の6の2 消防法第11条第1項前段の規定により、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	<u>632万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>797万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>1,180万円</u>
2の7～7の2 [略]		
7の3 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の基礎・地盤検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>45万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>59万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>77万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万	<u>101万円</u>

	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>557万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>677万円</u>
2の6の2 消防法第11条第1項前段の規定により、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	<u>575万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>725万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>1,070万円</u>
2の7～7の2 [略]		
7の3 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の基礎・地盤検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>41万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>54万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>70万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万	<u>92万円</u>

	キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>114万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>176万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>200万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>223万円</u>
7の4 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の溶接部検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>54万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>69万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>104万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が	<u>144万円</u>

	キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>104万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>160万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>182万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>203万円</u>
7の4 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の溶接部検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>49万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>63万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>95万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が	<u>131万円</u>

	5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>181万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>349万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>428万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>489万円</u>
7の5 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の岩盤タンク検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>1,000万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>1,360万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	<u>1,870万円</u>
8～8の5 [略]		

	5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>165万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>318万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>389万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>445万円</u>
7の5 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の岩盤タンク検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>910万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>1,240万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	<u>1,700万円</u>
8～8の5 [略]		

9 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定により、特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>34万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>45万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>79万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>101万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>127万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>311万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>381万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>440万円</u>
9の2 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定により、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>292万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万	<u>350万円</u>

9 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定により、特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>31万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>41万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>72万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>92万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>116万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>283万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>347万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>400万円</u>
9の2 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定により、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>266万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万	<u>319万円</u>

査	キロリットル未満のもの		査	キロリットル未満のもの	
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が 50万キロリットル以上のもの	526万円		ウ 危険物の貯蔵最大数量が 50万キロリットル以上のもの	479万円
9の3 [略]			9の3 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成22年10月26日提出

北上地区消防組合
 管理者 北上市長 伊 藤 彬

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置等許可、完成検査前検査及び保安検査の審査に係る手数料を引き下げようとするものである。